

平成31年（ネ）第307号 九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲ほか67名

被控訴人 国

上 申 書

2019年12月19日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

| | | | |
|--------------|---|-------|---|
| 控訴人ら訴訟代理人弁護士 | 李 | 博 | 盛 |
| 同 弁護士 | 後 | 藤 富 | 和 |
| 同 弁護士 | 中 | 原 昌 | 孝 |
| 同 弁護士 | 安 | 元 隆 | 治 |
| 同 弁護士 | 川 | 上 武 | 志 |
| 同 弁護士 | 祖 | 父 江 弘 | 美 |
| 同 弁護士 | 金 | 敏 | 寛 |
| 同 弁護士 | 池 | 上 | 遊 |
| 同 弁護士 | 服 | 部 貴 | 明 |
| 同 弁護士 | 柴 | 田 裕 | 之 |
| 同 弁護士 | 白 | | 充 |
| 同 弁護士 | 石 | 井 衆 | 介 |
| 同 弁護士 | 清 | 田 美 | 喜 |
| 同 弁護士 | 松 | 本 知 | 佳 |
| 同 弁護士 | 朴 | 憲 | 浩 |
| 同 弁護士 | 鄭 | 文 | 哲 |
| 同 弁護士 | 阪 | 本 志 | 雄 |
| 同 弁護士 | 白 | 石 | 覚 |

第1 はじめに

意見書の作成状況について報告します。

第2 学者意見書について

作成者 堀口 悟郎 准教授

所 属 岡山大学法学部

内 容 ・第一審判決の検討

・教育基本法16条1項「不当な支配」の解釈を踏まえた本件規程の解釈

・「不当な支配」の認定に関する文部科学大臣の裁量の有無及びその内容

ほか

第3 作成に係る状況について

1 第1回進行協議から第1回弁論にかけて

第1回進行協議と前後して、複数の学者と協議を行い、その中で、憲法26条の教育権の所在を専門とし、本訴訟における「不当な支配」の解釈のあり方について意見を示された堀口先生に意見書の打診を行いました。

意見書の作成自体は了承していただいたものの、2019年10月1日付で、前職の九州産業大学から岡山大学へ移籍されるというご事情や、予め決まっていた学会発表を11月に控えておられるという時期と重なったため、即時の着手は困難であるとのことでした。もっとも、第2回期日が12月20日に指定されており、第3回の予定期日が2020年2月14日であることをお伝えしたところ、2020年1月末であれば完成できるとのご回答をいただきました。

そこで、意見書作成に向けた協議及び意見交換を続けながら、第1回口頭弁論期日に臨み、意見書の準備状況について裁判所へご報告いたしました。

2 第1回弁論後第2回弁論にかけて

先日、堀口先生との打ち合わせを行い、意見書の草稿を拝読したうえ意見交換を行いました。加筆のうえ再度年明けに意見交換を行い、完成後、予定どおり1月末に提出するというところで打ち合わせを終えています。

第4 今後の進行について

第1回弁論後の進行協議において、第1回進行協議から時間が経っているにもかかわらず、第2回期日で提出できないのかと裁判所からご指摘がありましたが、その際にも述べましたとおり、意見書を願います先生のご予定上、困難であったため、上述した予定となっております。

既に意見書の作成に着手していただいている状況ですので、現状は期日予定日の2020年2月14日を正式にご指定いただき、当該期日までに堀口先生の意見書を提出するとともに、当該意見書を踏まえた準備書面を提出したいと考えております。

以上